

## 『深夜業禁止問題』(調査彙報 第2輯)

平田隆夫 著

大阪商科大学経済研究所 [刊]

1929年 菊判／124頁 図書番号 OF-0351

労働者の保護を目的とする工場法は、1911（明治44）年に制定された。その第4条は、未成年者や女性の深夜労働を禁止する規定である。

著者は序で、「元来深夜業なるものは、営利を目的とする現代資本主義経済とそれに伴う工場制度との所産である」とし、企業家は利益を得るために、「年少労働者を低廉なる労賃にて使傭する」、「工場機械類をなるべく完全に、昼夜継続利用する」とし、その結果、「労働時間の過長と深夜における就業とは是認された」と述べる。

また、深夜労働の弊害を衛生、風紀、経済面にわけて考察する。すなわち、深夜の労働に携わる労働者は昼に比べ著しく疲労し、多数が健康を損ない、彼らが安息を求める家庭の多くは、崩壊の危機に瀕している。四六時中稼動する機械は故障が多く、疲弊した労働者は睡魔におそわれ注意力や能率も低下している。このような環境で生産された製品は良質ではなく、企業家にとっても有益ではない。

第1章は欧米の深夜労働禁止を歴史的に考察している。産業革命により紡績機械が発明され、児童や女性が深夜まで就労させられていた。そのため、児童の深夜労働禁止などを盛り込んだ工場法が、1802年にイギリスで最初に制定された。その後、1833年に未成年者、1844年には女性の深夜労働が禁止された。また、フランスでは1892年に、ドイツでは1878年に深夜労働が禁止された。1919年に誕生した国際労働機関（ILO）は、第1回総会で未成年者や女性の深夜労働禁止の決議を採択した。

第2章は日本の「深夜業禁止」の法制化と、禁止後の現況を詳解している。『第11回工場監督年報』によれば、1925年の深夜労働の就業者のうち紡績業が74%を占め、「深夜業禁止は紡績業の独占」の状況であった。禁止により多大な影響を受ける繊維業界は、立案段階から反対運動を展開した。しかし、次第に深夜労働の弊害が周知され、人道上放置できなくなり、法律は制定された。だが、業界の圧力により、この法律には適用猶予や例外規定が盛り込まれていたため、「深夜業禁止」は有名無実の規定となつた。ところがILOの第1回総会では、日本のこの状況が各国から非難された。それに背を押される形で、1923（大正12）年に工場法は大幅に改正され、「深夜業禁止」は紡績業にも適用されることになった。だが、関東大震災により改正法の施行は延期され、ようやく1929（昭和4）年7月1日から効力をもつた。

一方、紡績各社は、施行前に操業方法の変更や機械の台数を増加させ、生産量の確保を図った。その結果、1929（昭和4）年5月には17社88工場が「深夜業」を撤廃し、推定9万6000人の労働者が深夜労働から解放された。

「結言」で著者は、わが国における深夜業廃止後は、「予期したような生産減に悩むこともなく、その能率は漸次に増進する傾向がある」とし、また、「工場労働者の健康に好結果をもたらすであらうと言ふ一般の予期を裏書する一事実」と述べて、労働者の福祉の増進を図ることができたのは「眞に喜ぶべき事」と結んでいる。

（平田幸子・市政専門図書館司書課長）